

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	特別児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、特別児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシーなどの権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシーなどの権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、同法で定める者に対して、特別児童扶養手当の認定・資格喪失・各種変更等の事務を行う。 支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用する。 具体的には、 ・特別児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。 ・提供された個人番号に基づき中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、特別児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。 ・取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき特別児童扶養手当を支給する。 ・特別児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに副本として保存する。
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表 66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項、16の項、19の項、20の項、29の項、42の項、80の項、81の項、125の項、141の項、155の項、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 91の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部障がい者支援課 電話 026-235-7104(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。 また、システムへの個人番号の入力は手作業が介在するが、副本登録を行う前に県の住基情報と突合し、マイナンバーに誤りがないか確認しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際は事前に暗号化、パスワードによる保護を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 特定個人情報を含む書類を郵送する際は特定記録郵便を使用している。また市町村へ対しても特定記録を使用するように依頼をしている。これらの対策を講じていることからリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	Ⅱ－1・2 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
平成31年4月26日	Ⅳ'リスク対策	なし	全追加	事後	様式変更によるもの
令和2年9月10日	Ⅱ－1・2 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和2年9月10日	Ⅰ－4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号別表第二の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項 ○番号利用法別表第二主務省令第12条1、3、4号、第19条1、2、3、4、5号、第30条第9号、第31条1号、第44条1号～5号	評価書記載のとおり	事後	
令和3年11月1日	Ⅰ－3. 法令上の根拠	○番号利用法第9条第1項 別表第一46項 ○番号利用法別表第一主務省令第37条1～6号	評価書記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ－4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ○番号法第19条第7号別表第二 16の項、19の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、106の項、116の項 ○番号利用法別表第二主務省令 第12条第1、2、4、6、8号、第13条の2第2号、第19条1～6号、第30条第10号、第31条1、2、5～7号、第44条1号～6号、第53条第1号、第59条の2の2第1号 【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第7号別表第二 66の項、67の項、68の項 ○番号法別表第二主務省令 第37条第1号～3号、第38条第1号、第38条の2第1号	評価書記載のとおり	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和4年6月23日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和5年8月2日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和6年9月25日	I－3. 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 46の項	評価書記載のとおり	事後	
令和6年9月25日	I－4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二	評価書記載のとおり	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和5年3月31日	令和6年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和6年9月25日	Ⅳ－8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年10月21日	Ⅱ－1・2. いつの時点の計数か	令和6年3月31日	令和7年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	Ⅳ－8. 人手を介在させる作業	なし	評価書記載のとおり	事後	様式変更によるもの
令和7年10月21日	Ⅳ－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	評価書記載のとおり	事後	様式変更によるもの